

入間川小学校開放施設を利用するにあたって

令和6年2月

狭山市教育委員会生涯学習部会社会教育課

狭山市教育委員会では、学校教育に支障のない範囲で狭山市立入間川小学校の一部施設の開放を行っています。開放施設の利用にあたっては、下記の内容をご理解いただくとともに、別紙『利用上の注意事項』を確認の上、施設の利用をお願いいたします。

【登録について】

開放施設の利用は原則、利用登録完了後にて利用していただきます。

1 利用登録できる団体

- ・市内在住・在勤者で構成し、利用時におおむね5名以上で活動できる団体。
※講堂利用の場合は10名以上
- ・地域の文化向上、生涯学習の推進、地域教育力の増進につながる活動をする団体。
- ・学習者自らが組織・運営し、主体的に活動する団体。
※営利目的、政治・宗教活動には利用できません。
※内容によっては利用できない活動もあります。

2 登録方法

必要書類を社会教育課窓口に提出してください。提出書類を精査した後、登録証の交付を以って登録完了となります。

【必要書類】

- ・「入間川小学校開放施設利用登録申請書」
- ・「社会教育・生涯学習団体概要書」
- ・会則（会則がない団体は不要）
- ・会員名簿

※団体概要書の内容は、個人情報を除いた形で活動内容等を生涯学習団体一覧冊子『さやま学びの仲間たち』及び『狭山市生涯学習情報検索システム・さやまなびいネット』に掲載いたします。

※入会希望者に対し、代表者様または連絡担当者様の氏名及び電話番号をお伝えすることに同意していただければ、スムーズに入会希望者と連絡を取ることができます。（同意していただける場合は「社会教育・生涯学習団体概要書」の右下部分に署名をお願いいたします。）

3 利用登録の有効期限

利用登録は、登録した年度の3月31日までとします。

4 登録更新

毎年度末に、利用登録を更新していただくための通知を郵送いたしますので、その案内に沿って登録の更新をお願いいたします。

※更新の手続きがない場合は利用登録を削除させていただきます。

【利用について】

1 利用可能施設

- 【1階施設】 家庭科室／図画工作室／エントランスホール
- 【2階施設】 多目的ホール／音楽室Ⅰ／音楽室Ⅱ
- 【別棟施設】 講堂（体育館）

2 利用可能日時

- 【火曜日から金曜日】 18時から22時
- 【土曜日】 9時から17時、18時から22時
- 【日曜日】 9時から17時

※5月及び11月第2土曜日は授業日のため、利用時間が15時から17時、18時から22時となります。

3 利用不可日

月曜日、祝日、年末年始等

※学校行事を優先します。

※他にも不定期に開放しない場合があります。

4 利用予約方法

利用にあたっては予約制としています。利用日の前月10日（土・日・祝日等の場合はその翌日）の午前8時30分から、利用日の2営業日前まで市役所5階社会教育課窓口にて予約を受け付けています。

※利用日の前月に行う予約については4枠までとします。（講堂は2時間1枠、その他施設は4時間1枠）当月分の予約は制限を設けず予約可能となります。

5 利用料金

(1) 料金基準

利用にて照明を利用された場合、以下表のとおり電気代の実費相当額を徴収しております。

※スポーツ少年団関係団体及びそれらに準ずる団体については徴収しません。

施設の区分	利用できる時間の区分	実費相当額
講堂 (体育館)	9:00 ~ 11:00	250円
	11:00 ~ 13:00	250円
	13:00 ~ 15:00	250円
	15:00 ~ 17:00	250円
	18:00 ~ 20:00	250円
	20:00 ~ 22:00	250円
特別教室	9:00 ~ 13:00	200円 (多目的ホールのみ)
	13:00 ~ 17:00	200円 (多目的ホールのみ)
	5月及び11月の第2土曜日 15:00 ~ 17:00	100円 (多目的ホールのみ)
	18:00 ~ 22:00	200円 (多目的ホールのみ)

(2) 支払い方法

以下表のとおり3ヶ月分をまとめて、団体代表者様宛に納付書を郵送いたしますので、納付書に記載されている案内に沿って期限までのお支払いをお願いします。

利用期間	納付書送付時期	納入期限
1 ~ 3月	4月上旬	4月末日
4 ~ 6月	7月中旬	8月末日
7 ~ 9月	10月中旬	11月末日
10 ~ 12月	1月中旬	2月末日